

件名	愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例
主管課	都市整備課
根拠法令等	愛媛県立都市公園条例
<p>【改正の概要】</p> <p>総合運動公園陸上競技場に大型映像装置が新設されることに伴い、その利用料金を総合運動公園の指定管理者が収受できるようにするため、愛媛県立都市公園条例に規定する利用料金の額の一部を改正するものである。</p> <p>(利用料金の額)</p> <p>○総合運動公園の陸上競技場の大型映像装置 その利用に要する電気料金の実費及び年間の維持管理に要する費用を勘案して指定管理者が定める額</p>	
施行日	平成25年3月26日
<p>【その他参考事項】</p>	